

## 介護保険関係の所得控除等に必要書類の交付について

①障害者控除対象者認定証  
障害者手帳の交付を受けていない方でも、申請により身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると町から認定された場合、確定申告などで所得を申告する際に控除を受けられる制度があります。

②おむつ代医療費控除確認証  
傷病により寝たきりで医師の治療を受けており、おむつの使用が必要であると診断された場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

\*初めておむつ代医療費控除を受ける方  
町では、初めておむつ代医療費控除を受ける際に必要な「おむつ使用証明書」は発行しておりません。

証明書の発行については詳細は、医療機関にお問い合わせください。

①・②ともに、対象者本人もしくはその家族の方(扶養している方)からの申請により、確定申告時の所得控除に必要な書類を交付します。

控除を受けるためには、町が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

おむつ代の領収書と、1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降は町で発行する「おむつ代医療費控除確認証」で医師の証明書の代用ができます。

### ◇対象となる方

65歳以上の要介護1以上の認定を受けている方で、介護保険の主治医意見書や認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

### ◇対象となる方

要介護または要支援の認定を受けており、概ね6か月以上寝たきりの方もしくは同様と認められる方で、介護保険の主治医意見書からおむつの使用が常時必要であることを確認できる方。

なお、書類は即日交付することができないため、申告日に余裕を持った申請をお願いいたします。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777



町では、初めておむつ代医療費控除を受ける際に必要な「おむつ使用証明書」は発行しておりません。

ちょこっと共済ほか

## 令和6年度「ちょこっと共済」 (東京都市町村民交通災害共済) ～2月1日から申し込みを開始します～



令和6年度「ちょこっと共済」(東京都市町村民交通災害共済)の加入申し込み方法は、つぎの3通りです。

- ◎自治会を通しての申し込み
- ◎住民課窓口、古里出張所窓口または臨時受付窓口にて直接個人で申し込み
- ◎ネット申し込み

加入を希望される方は、上記のいずれかの方法で申し込んでください。

なお、加入申込書は、2月初旬に自治会を通して各世帯に配布します。

臨時受付窓口の開設日や会費など、詳細については「広報おくたま2月号」でお知らせします。

\*「ちょこっと共済」とは、会員(加入者)が交通事故(人身)にあったとき、その傷害の程度により見舞金を受けられる共済制度で、東京都内の全市町村が共同で運営しています。

\*加入は強制ではありません。

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2182